

奈良県告示第五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を再開した旨の届出があった。

令和七年五月二日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	再開年月日
クリニックせんざい	天理市杉本町一七五番地六	令和七年三月一日